

別表十二(十一)

9欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度  
又は連結  
事業年度

法人名

( )

別表十二(十一) 平成二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産の種類及び名称	1					合計	
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	
	当期繰越額	特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4				
		積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6))と(2)のうち少ない金額	5				
		(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6				
		計 (4) + (5) + (6)	7				
	差引特別修繕準備金の金額 (3) - (7)	8					
	当期積立額	9					
	積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10				
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額		11					
(11) - (8) (マイナスの場合は0)		12					
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{積立期間の月数}}$		13	—	—	—	—	
(11) × (13)		14	円	円	円	円	
積立限度額 (12)と(14)のうち少ない金額		15					
積立限度超過額 (9) - (15)	16					円	
期末特別修繕準備金の金額 (8) + (9) - (16)							
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金						
	差引 (18) - (17)						
	当期分 (7) - ((9) - ((18) - 前期の(18)) 当期に生じた差額の合計 (16) + (20)						
	前前期分 前期末における差額 (前期の(9))						
特別修繕準備金の損金算入による金額 積立期間の終了する事業年度又は連結事業年度の日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度は連結事業年度終了の日の特別修繕準備金の積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による金額 $(23) \times \frac{\text{当期の月数}}{60}$						円	
平成24年							
当期益金算入額の計算	平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	26					
	同上の日における特別修繕準備金の金額	27	—				
	$\frac{\text{当期の月数}}{48}$ 又は120	27	—				
	4年等均等取崩金額 (26) × (27)	28		円			
	同上以外の場合による益金算入額	29					
	当期益金算入額 ((28) + (29))と(31)のうち少ない金額	30					
計算	期末特別修繕準備金の金額 (31) - (32)	33					
	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	34					
	差引 (34) - (33)	35					
	当期分	当期積立額	36				
		貸借対照表の取崩不足額 (30) - ((36) - ((34) - 前期の(34)))	37				
		計 (36) + (37)	38				
前前期分	前期末における差額 (前期の(35))	39					

9欄

特別修繕準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

① 租税特別措置法の条項欄に、「第57条の8第1項」、「第10項」※又は「平成23年12月旧措置法第57条の8第1項」、「第10項」※

② 区分番号に、「00391」又は「00200」

③ 当該別表十二(十一)9欄の金額(同欄の金額が15欄の金額を超える場合には、15欄の金額(円単位))を記載してください

※ 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第57条の8第10項」、それ以外は「第57条の8第1項」